

<令和5年度発達障害関係予算要望事項と回答>

埼玉親の会「麦」では、令和4年7月25日に埼玉県知事あてに「令和5年度発達障害関係予算要望事項」を提出し、以下のように回答をいただきました。

1 共通項目

- (1) 教育、福祉、医療、就労等、関係機関が連携をとって発達障害児・者とその家族を地域で支援していくために、ライフステージに応じた支援機関のネットワークを構築する

回答

ライフステージに応じた切れ目ない支援が行われることは、大変重要であると考えています。

そのためには、まず、それぞれの機関の職員が「発達障害」について理解し、支援できる体制を作ることが必要であると考え、県では、幼稚園や小学校の先生、保育士、放課後等デイサービスの支援機関の職員、医師や看護師などに対する研修を行っています。また、県教育委員会においても、中学校や高校の先生に対する研修を実施しています。

また、切れ目のない支援体制を作っていくためには、知識だけではなく、関係者間の情報共有が欠かせないことから、様々な生活の場面で障害の特性を理解していただくための「サポート手帳」を作成し、その活用を推進しています。

各地域においては、市町村職員を「発達支援マネージャー」として位置づけ、関係機関と連携し、中心となって発達障害支援施策を推進しています。

引き続き、より効果的な研修を企画・実施したり、発達障害についての啓発を推進したりすることにより、発達障害を持つ方やその御家族が、それぞれお住まいの地域において必要な支援が日常的に受けられるよう、努めてまいります。(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

- (2) 乳幼児から成人まで一貫して相談できる窓口を地域に設置し、相談者が適切な支援にたどりつけるようにする

回答

県では、発達障害に関する一次的な相談を市町村が担っていることから、市町村職員を「発達支援マネージャー」として位置づけ、発達障害者支援のための研修を実施しています。

発達支援マネージャー研修では、発達障害に関する正しい知識をはじめ、各種相談への対応、適切な支援の実施、社会資源や制度の理解、活用に関する普及など、支援の中心となるために必要なことを学んでいただきます。

発達支援マネージャー研修は平成23年度から実施しており、令和3年度までに累計で1,625人の方を育成してきました。

人事異動によって発達支援マネージャーが不在となることのないよう、引き続き受講人数を確保していくとともに、各市町村において積極的に発達障害者支援の事業が展開されるよう、発達支援マネージャーの専門性の向上に努めてまいります。(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

2 障害福祉

- (1) 県ホームページの障害福祉のサイトに発達障害の項目を設ける、発達障害総合支援センターへのリンクを設定するなど、発達障害の情報を検索しやすくする

回答

御意見いただきありがとうございます。早速、障害福祉のページ内に発達障害総合支援センターのリンクを設定しました。(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

(2) 各地域で関係機関が連携して充実した支援を行う

ア ひきこもりの発達障害者に対して、社会復帰を急かせることなく本人に寄り添った支援を行う

回答

ひきこもりの方への支援は各保健所において専門相談窓口を設置し、相談対応にあたるほか、埼玉県ひきこもり相談サポートセンターが引きこもりに特化した地域相談を行っています。

こうしたなかで埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では障害保健福祉圏域ごとの巡回指導のなかで保健所をはじめ、地域の関係機関との支援ネットワークの構築をはかっています。地域の相談機関の職員が正しい理解を持って発達障害によりそった支援ができるよう引き続き研修や助言等を行ってまいります。

(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

イ 親を介護している発達障害者に対して、健常者のケアラー対策とは別の対策を講じる

回答

県では令和2年3月に埼玉県ケアラー支援条例が制定されすべてのケアラーが個人として尊重され健康で文化的な生活をいとなむことができるよう努めてまいります。

そのためには県だけではなく、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体などの多様な主体が相互に連携をはかりながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくことが必要です。

こうした基本的なケアラーへの支援については健常者であっても、発達障害者であってもかわりがないものと考えてはいますが、ご指摘の通り発達特性を持つ方に対する支援については特別な配慮が必要になることも考えられます。

発達障害者であってもケアラーにとって必要な情報や支援がいくように努めています。

(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

ウ 一人暮らしの発達障害者へ、自立生活援助のために定期的に居宅を訪問する

回答

一人暮らしの方への支援者としては、居宅に訪問するホームヘルパー等のサービス提供者や訪問看護師などが想定されます。そうした支援者に対して、正しい理解をもって発達障害者によりそった支援ができるよう引き続き研修や助言等を行ってまいります。(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

3 医療

(1) 地域の医療機関でのアセスメントの強化と、発達障害の診断ができる医師を増やす

回答

御指摘のとおり、診療体制の強化は、現在、発達障害施策の推進に係る課題の1つとなっています。

このため、県では発達障害総合支援センターにおいて、小児科・精神科の医師を対象に、発達障害の早期支援に必要な診療の知識や技術を習得していただく研修を実施しています。

また、小児科での発達障害の診断が広がらない要因の1つとして、診療報酬に制限がかかっていることから、診療報酬の改定を国に要望しています。

引き続き、埼玉県医師会などとも連携し、発達障害のある子供や家族が、県内のどこで暮らしていても困ることがないように、診療体制の強化に努めてまいります。(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

(2) 地域の療育機関を増設する

回答

県では、県内9か所に地域療育センターを設置し、発達障害の特性が気になる子どもに作業療法士等の専門職が個別療育を提供しており、令和3年度は、延べ8,160人の方に御利用いただきました。

また、令和3年度の障害者福祉サービス等報酬改定により、児童発達支援センター等の障害児通所支援事業に関して報酬の見直しが行われ、作業療法士などを配置して専門的な支援を行った場合に、加算されるように

なりました。

これにより、地域療育センターのように、専門職を配置して療育を実施する児童発達支援センター等が増加することが期待されます。

なお、児童発達支援センターにつきましては、本県の第6期埼玉県障害者支援計画において、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1か所以上設置することを目標としています。

引き続き、発達障害を持つ方やその御家族が、それぞれお住まいの地域において必要な支援が日常的に受けられるよう、環境整備に努めてまいります。(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

4 教育

(1) 全ての教員に発達障害の知識と理解をすすめる研修を行う

回答

県では、初任者研修、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修(10年次研修)等において、発達障害に関する内容を扱っており、全ての教員が研修できるようになっております。

市が主催する研修会や、各学校における校内研修においても、発達障害について取り上げてもらえるよう促してまいります。(義務教育指導課・学びの支援担当)

特別支援学校初任者研修における「発達障害のある児童生徒の理解と支援」の研修は、特別支援学校の教員となった者に必要な研修として位置付け実施しております。また、「中学校から高等学校等へ支援をつなぐ特別支援教育研修【管理職研修】【地域連携研修】」では、発達障害への理解を深め、発達障害のある生徒等への適切な支援方法を習得する目的で、中学校・高等学校の管理職及び特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施しております。引き続き、発達障害の知識と理解をすすめる研修を実施してまいります。

(特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当)

年次研修において、障害理解や合理的配慮に関する内容について、教員の経験年数に応じたテーマで計画的に研修を実施しております。(高校教育指導課 教育課程担当)

(2) 特別支援教育支援員に、発達障害の理解と指導方法などの研修を強化する

回答

特別支援教育支援員は各市町村が配置しているものであり、特別支援教育における専門性の向上については、各市町村において研修会等の実施をしております。

県といたしましては、特別支援教育支援員対象の研修の充実について、引き続き市町村教育委員会へ働きかけてまいります。(義務教育指導課・学びの支援担当)

(3) 小、中、高等学校の通級指導教室を増設し、指導内容や指導方法の工夫を検討する機会を設ける

回答

今年度から新たに通級指定校を1校増やし、現在県立高校7校を通級指定校として指導体制や指導内容等通級指導の研究を行っております。指導内容や指導方法については連携する特別支援学校の教員が訪問して通級指定校の教員に対して指導・助言を行うと共に、臨床心理士等の専門家を派遣しての指導・助言を行っております。

また県では通級指定校が出席する連絡協議会を開催し、指導内容や指導方法について情報交換を行っております。今後通級指定校の成果を踏まえて通級指導教室の整備・充実にできる限り努めてまいります。

(高校教育指導課)

通級指導教室は令和元年9月に定めた「通級による指導の教員配置要項」を基に設置しています。この要項に沿って対象となる児童生徒数をしっかり把握し、ニーズに応じた適切な教室数を設置するよう努めております。年々通級指導教室は増加しております。

また、市町村教育委員会に対しては兼務発令の仕組みについて周知を図り、一人の教員が2教室以上を巡回する指導が可能であることを伝え、児童生徒の状況や地域の実態に応じた通級指導教室の設置が進むよう働き

かけております。

なお新たに通級指導教室を担当する教員を対象に研修会を実施したり、経験豊富な特別支援教育推進専門員による通級指導教室への巡回支援を行ったりすることで担当教員の指導育成に当たるとともに、担当教員が指導内容や指導方法の工夫について検討できる場を設けております。（義務教育指導課）

（４）発達障害のある児童・生徒とその保護者に、多様な学びの場の情報を提供する仕組みを作る

回答

就学相談では通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等については十分な情報提供から適切な進路先について本人・保護者と合意を図ってまいります。

特に特別支援学校における就学相談については、十分な情報提供を行なうとともに本人の状況を把握し、保護者の意向を尊重しながら相談に応じるよう学校を指導してまいります。

また在校生については、在籍する学校が窓口として関係する市町村教育委員会と連携を図り、必要により小中学校での支援籍学習の実施や見学を行なうなど、多様な学びの場について情報提供を行なってまいります。

（特別支援教育課）

特別な支援を必要とする児童生徒の就学先の決定につきましては、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から市町村教育委員会が行なうこととなっております。

市町村においては発達障害のある児童生徒の就学先についても、校内での相談や市町村教育委員会の相談を通し、情報提供が行なわれております。

県としては引き続き多様な学びの場について適切な情報提供ができるよう市町村教育委員会へ周知してまいります。（義務教育指導課）

5 就労

（１）高等技術専門校に発達障害が疑われる入校希望者を受け入れるための人材を充実させる

回答

県では令和2年度から令和4年度まで、国から「精神障害者等の受入れに係るノウハウ普及・対応力強化事業」を受託しており、職業能力開発センターにおける障害者訓練のノウハウを一般の高等技術専門校へ普及し、対応力の強化を図る事業を実施しています。

発達障害等に配慮した支援と対応（理解と接し方）や、日々の訓練における発達障害等のある訓練生の特性及び指導技法の研修を実施することにより、一般校の訓練科における発達障害が疑われる訓練生に対する指導員の対応力向上を図っています。（産業人材育成課 総務・職業訓練推進担当）

（２）就労支援機関が連携して発達障害の特性に応じた職場開拓を推し進める

回答

県が運営を委託している埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」では、毎年埼玉労働局と埼玉県経営者協会との共催で、企業支援セミナーを開催しています。

このセミナーには発達障害者の雇用を検討する企業のほか、多くの就労支援機関の方にも参加いただいております。行政からの説明の他、既に発達障害者を雇用している企業の体験談をご紹介しますなど、発達障害者の雇用促進につなげることを目的として開催しています。

また、県内4か所に設置している発達障害者就労支援センターでは、職場実習等を通じて発達障害者が雇用先で適切な支援と配慮があれば十分働けることを理解していただけるよう、実習の受け入れの開拓を行っています。発達障害者の就労支援については、発達障害者支援センター「まほろば」と4か所の発達障害者就労支援センターが定期的に情報を共有して効果的に推進するよう努めています。

引き続き雇用する側である企業や就労支援機関等の支援者に対する啓発を行い、発達障害の特性に配慮され

た職場環境が整うようにしてまいります。(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

県では障害者雇用総合サポートセンターにおいて、雇用企業の開拓から雇用支援、職場定着まで障害者雇用の総合的な支援をしております。そのうち職場開拓につきましては、地域のハローワークと連携して、障害者雇用率未達成企業を訪問し、障害者雇用への理解を深めていただき、具体的な雇用提案へとつなげております。

障害者に適した仕事はないという企業に対しては、実際の職場を見せていただき、こういう仕事、この仕事のこの部分ならできる、こういう風に工夫すればできる、といった具合に障害特性に応じた配慮事項なども含めて提案させていただいております。

引き続き発達障害を含め障害特性と配慮事項に対する企業の理解を深め、一つでも多くの雇用の場が増えるよう取り組んでまいります。(雇用労働課)

(3) 発達障害者が働きやすい職場環境を作る

ア 事業所における発達障害への理解を推し進め、合理的配慮の提供について啓発する

回答

県では、障害者雇用総合サポートセンターにおいて、雇用企業の開拓から雇用支援、職場定着まで、障害者雇用の総合的な支援を行っています。

事業所における障害への理解と合理的配慮の提供は、障害者の方の働きやすい環境づくりにとって大変重要です。障害者雇用総合サポートセンターでは、事業所の要請に応じて、採用前や採用後などに職場への出前講座行っております。

あわせて、民間企業の従業員の方などを対象にジョブサポーター研修を実施し、発達障害の特性を理解し、職業生活上の阻害要因や配慮すべき点について理解を深めていただいております。

今後も引き続き、事業所における発達障害への理解が深まるよう研修などを行ってまいります。

(雇用労働課 障害者・若年者支援担当)

県では、発達障害の特性があって就労に困難を抱えている方を対象に、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着支援までをワンストップで支援する「発達障害者就労支援センター」を設置しています。

発達障害者就労支援センターでは、合同企業説明会を開催し、企業の人事担当者がセンターの利用者に向け、企業が求める人物像や業務内容などを説明するとともに、就職した利用者から企業向けに仕事の内容や配慮してもらいたいことなどを発表することにより、相互理解を深めています。

また、センターでは、発達障害者は雇用先で適切な支援と配慮があれば十分働けることを企業に理解してもらうために、実習の受入れの働きかけも行っています。

企業実習を受け入れていただく際には、発達障害者に適した業務内容を提案するとともに、利用者の得意・不得意など障害特性を説明しています。

発達障害者は、職場の人たちが戸惑う言動をしたり、急な業務内容の変更や環境の変化に対応できなかつたりすることが多く、それが離職につながってしまうケースがあります。就職した後も企業が発達障害の特性を理解して雇用が継続できるよう、今後とも支援を行ってまいります。(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

イ 発達障害の特性を踏まえた効果的な支援技法を開発する

回答

発達障害の特性を踏まえた効果的な就労支援技法については、専門的な知見を必要とすることから、県が自ら開発するのは難しい状況です。(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

以上